

償却資産(固定資産税) 申告は31年1月31日(木)までに

固定資産税の課税対象となるものに、土地や家屋のほか、償却資産があります。償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを営んでいる方が、その事業のために用いる機械・器具・備品などの有形資産のことです。

償却資産を市内に所有する方は、31年1月1日時点の資産の所有状況を、1月31日(木)までに申告してください。詳しくは同係へ。

eLTAX(エルトアクス)による申告も可能です。eLTAX(地方税における手続きをインターネット経由で行うことができるシステムの呼称)を利用すると、自宅やオフィスからも申告ができます。利用に際しては条件がありますので、詳しくはeLTAXヘルプデスク☎0570・081459(つながらない場合は☎03・5500・7010)へ。受付時間は月曜～金曜日の午前9時～午後5時(祝日と12月29日、31年1月3日を除く)。

木造住宅の耐震診断・耐震改修の費用の一部を助成しています

市では、地震による建物の倒壊などの被害を軽減するために、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を助成しています。

①耐震診断助成金額 耐震診断に要した費用(消費税を除く)の2分の1以内(1000円未満端数切り捨て)。最大5万円

②耐震改修助成金額 耐震改修に要した費用(消費税を除く)の3分の1以内(1000円未満端数切り捨て)。最大30万円

③助成対象住宅 次の①～④

のすべてに該当する住宅 ①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 ②地上3階までの戸建住宅(店舗併用住宅を含む。地階は除く) ③現に居住の用に供されていること

④耐震改修助成の場合 ④耐震診断の結果、構造耐震指標I-W値が1.0未満であること(耐震改修助成の場合)

⑤耐震改修の対象となる工事 耐震診断を行った結果に基づき構造耐震指標I-W値が1.0以上となるよう補強を行う工事

市では、財政状況を勘案しながら地域性や道路環境などを考慮した地域公共交通の充実に向けた検討を行っています。このたび、短期的な施策として子育て世帯および高齢者を対象とした東久留米市デマンド型交通の実験運行を行います。

「東久留米市デマンド型交通の実験運行に向けた運営方針(案)」を取りまとめました。同案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

「東久留米市第2次教育振興基本計画(改定案)」に対するパブリックコメント(ご意見)を募集します

市教育委員会では、「東久留米市教育振興基本計画(改訂版)」の計画期間が30年度で終了するため、31年度から5年間を期間とする「東久留米市第2次教育振興基本計画(改定案)」を取りまとめました。同案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

「東久留米市第2次教育振興基本計画(改定案)」に対するパブリックコメント(ご意見)を募集します

市教育委員会では、「東久留米市教育振興基本計画(改訂版)」の計画期間が30年度で終了するため、31年度から5年間を期間とする「東久留米市第2次教育振興基本計画(改定案)」を取りまとめました。同案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

受験生チャレンジ支援貸付事業をご活用ください

都では、受験生を持つ生計中心者に対し、学習塾などの費用や受験費用を無利子で貸し付けています。条件により返済も免除になります。

【事業の内容】 中学3年生、高校3年生、高校・大学などの中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生など(い)

【利用できる方】 次の①～⑦のすべてを満たす方

①引き続き1年以上都内に居住している ②20歳以上の生計中心者 ③世帯収入(父母等養育者の総収入または総所得を合算した金額が一定の基準以下である(世帯人数(父母等養育者および就労前の子ども)の合計が4人の場合、給与収入(年間)一般386万4000円、ひとり親44万5000円) ④預貯金などできる場合あり ⑤預貯金などの保有資産が600万円以下

【利用の手続き】 次の①～④

①申し込みは31年2月15日(金)までに、福祉総務課(市役所1階)へ。 ※31年2月8日(金)までに、同課へ申請書を取りに来てください。

②詳しくは同課福祉政策係☎470・7749へ。

【審査】 次の①～④

①審査期間が7日(金)～12日(水)、常任委員会が14日(金)～18日(火)、予算特別委員会が19日(水)の予定です(いずれも土曜・日曜日、祝日は休会)。

②詳しくは議事事務局☎470・7789へ。

【審査】 次の①～④

①審査期間が7日(金)～12日(水)、常任委員会が14日(金)～18日(火)、予算特別委員会が19日(水)の予定です(いずれも土曜・日曜日、祝日は休会)。

②詳しくは議事事務局☎470・7789へ。

【審査】 次の①～④

①審査期間が7日(金)～12日(水)、常任委員会が14日(金)～18日(火)、予算特別委員会が19日(水)の予定です(いずれも土曜・日曜日、祝日は休会)。

②詳しくは議事事務局☎470・7789へ。

高額障害福祉サービス等給付費の償還について

障害福祉サービスを利用していた方で、一定の要件を満たす場合は、申請により類似する介護保険サービスの30年4月1日以降の利用者負担が償還されます。対象になる可能性がある方は、お問い合わせください。なお、支払いには数カ月を要する場合があります。

【対象】 心身に障害や発達に遅れを有する就学前(6歳未満)の児童

【申し込み】 12月7日(金)までに、所定の申請書(わかさ学園で配布中)に必要事項を記入の上、同学園へ直接提出してください。選考審査により入園の可否を決定します。

【対象】 心身に障害や発達に遅れを有する就学前(6歳未満)の児童

【申し込み】 12月7日(金)までに、所定の申請書(わかさ学園で配布中)に必要事項を記入の上、同学園へ直接提出してください。選考審査により入園の可否を決定します。

【対象】 心身に障害や発達に遅れを有する就学前(6歳未満)の児童

【申し込み】 12月7日(金)までに、所定の申請書(わかさ学園で配布中)に必要事項を記入の上、同学園へ直接提出してください。選考審査により入園の可否を決定します。

【対象】 心身に障害や発達に遅れを有する就学前(6歳未満)の児童

【申し込み】 12月7日(金)までに、所定の申請書(わかさ学園で配布中)に必要事項を記入の上、同学園へ直接提出してください。選考審査により入園の可否を決定します。



国民年金保険料を納付した方の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます。年末調整・確定申告まで大切に保管してください。

国民年金保険料は、確定申告や年末調整の際に、その年に納付した保険料が社会保険料控除の対象になります。

【各年分の保険料に相当する額を各年に控除する場合】 確定申告や年末調整の際に、日本年金機構から送付された社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を持参してください。

心身障害児通園施設「わかさ学園」31年度入園児を募集します

【対象】 心身に障害や発達に遅れを有する就学前(6歳未満)の児童

【申し込み】 12月7日(金)までに、所定の申請書(わかさ学園で配布中)に必要事項を記入の上、同学園へ直接提出してください。選考審査により入園の可否を決定します。

消防署からのお知らせ 大掃除の機会に「家具転対策」をしましょう

家具転対策とは、地震による家具類の転倒・落下・移動防止対策の略称です。地震で家具が転倒した場合、避難障害、火災などにつながる可能性が高まります。地震から大切な命を守るために、家具転対策を実施しましょう。

家具転対策とは、地震による家具類の転倒・落下・移動防止対策の略称です。地震で家具が転倒した場合、避難障害、火災などにつながる可能性が高まります。地震から大切な命を守るために、家具転対策を実施しましょう。

家具転対策とは、地震による家具類の転倒・落下・移動防止対策の略称です。地震で家具が転倒した場合、避難障害、火災などにつながる可能性が高まります。地震から大切な命を守るために、家具転対策を実施しましょう。

家具転対策とは、地震による家具類の転倒・落下・移動防止対策の略称です。地震で家具が転倒した場合、避難障害、火災などにつながる可能性が高まります。地震から大切な命を守るために、家具転対策を実施しましょう。